

**緊急雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業）「障がい者のための国際児童文学館貴重資料のマイクロ化等作業業務」
企画提案公募要領（案）**

大阪府では、厳しい雇用・失業情勢を受け、雇用機会を創出するために、下記に記載の事業を行います。

この事業について、民間事業者等の知識やノウハウなどを活用することで、より効果的・効率的に運営するため、企画提案公募により受託事業者を募集いたします。

事業名

緊急雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業）

「障がい者のための国際児童文学館貴重資料のマイクロ化等作業業務」

1 企画提案公募にかかる事項

(1) 事業趣旨

重点分野雇用創出事業は、現下の厳しい雇用失業情勢に対応するため、未就職卒業者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供し、これらの者の生活の安定を図ること及び次の安定雇用（1年以上の契約社員又は正社員）に結びつけること（就職目標50%以上）を目的としており、受託者は事業の趣旨を踏まえ以下記載の事項を遵守すること。

(2) 業務概要

今回、緊急雇用創出基金を活用した本事業は、国際児童文学館貴重資料をマイクロ化等作業業務を実施することにより、障がいのある方の就労意欲の向上を図り、障がいのある方や新規雇用失業者の情報処理能力のスキルアップを図り、雇用機会の拡大をめざすものです。

なお、大阪府では、重点分野雇用創出事業を対象として事業終了後の雇用者を次の安定雇用に結び付けることを目的としており、就職目標50%を掲げています。つきましては、このことを踏まえた効果的な事業提案を求めます。

(3) 委託上限額

6, 167千円（消費税相当額を含まない）

2 スケジュール（予定）

平成25年4月26日	公募開始
平成25年5月 9日	説明会開催
平成25年5月14日	質問受付締切
平成25年5月28日	提案書類提出締切
平成25年6月上旬	選定委員会
平成25年6月上旬	契約締結

平成25年7月

事業開始

平成25年11月30日

事業終了

3 企画提案公募参加資格

次の各号に定める内容を全て満たす法人又は法人を核とした共同企業体（LLP等のグループ。以下「共同企業体」という。）とします。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が以下の要件を満たすこととします。（但し、(2)、(15)の要件は共同企業体の構成員の代表者が満たすこととします。）

(1) 緊急雇用創出基金事業の基本方針に合致すること。【業務仕様書参照】

(2) 大阪府との委託契約を締結できること。

応募者が法人格を有さない場合は、いわゆる「権利能力なき社団」の成立要件を満たしている必要があり、個人では契約できないものとします。

(3) 日本国内に営業所を有する法人等で、本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務の的確な処理・個人情報の管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有すること。

当該委託事業を受託できる財政的健全性を有していることが必要です。また、グループ構成員相互の関係を調整し、委託金の適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていることが必要です。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(7) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

(9) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。

(10) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(11) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

- (12) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれに係る保険料の未納がないこと。（申請日現在において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）
- (13) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (14) 守秘義務を遵守できること。
- (15) 本事業の実施にあたり、大阪府との打合せなどに適切に対応できること。
- (16) 共同企業体については、提案上、１つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者および共同企業体構成員の変更は原則として認めません。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成２５年４月２６日から平成２５年５月２５日まで

（日曜日、月曜日、祝日及び４月３０日、５月７日を除く。午前１０時から午後５時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府立中央図書館 読書支援課、総務企画課

住 所：東大阪市荒本北１丁目２番１号(地図参照)

電話番号：06-6745-0170（直通）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、次のホームページからダウンロードできます。

・ <http://www.library.pref.osaka.jp/central/index3.htm>

・ 郵送による配布は行いません。

エ 受付期間

平成２５年５月２１日から平成２５年５月２８日 正午まで

（日曜日、月曜日を除く。午前１０時から午後５時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

提案公募の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

◆**応募書類**（以下書類は応募代表者が提出するものとします。）

- ア 応募申込書**【様式 1：8 部 うち押印したものは 1 部】
- イ 企画提案書**【様式 2：8 部】（指定の様式を用い、記載欄を適宜拡張して使用してください。）
- ウ 概算見積書**【様式 3：8 部】（指定の様式を参考に作成してください。）
- エ 事業に従事する労働者数及び内訳**【仕様書別紙 1：8 部】
- オ 事業実施体制の組織表**【様式自由：8 部】（各構成員の役割分担等が明示されているもの）
- カ 企画提案公募に関する過去の事業実績**【様式自由：8 部】
（提案事業に関して過去に実施した類似事業を記載してください。）

◆**添付書類**

- ア 定款又は寄付行為の写し**【1 部】（原本証明してください）
- イ 法人登記簿謄本**（提出の日において発行日から 3 ヶ月以内のもの）【原本 1 部】
- ウ 納税証明書**（未納がないことの証明：提出の日において発行日から 3 ヶ月以内のもの）【原本各 1 部】
 - a 大阪府の府税事務所等が発行する府税（全税目）の納税証明書
※ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます
 - b 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 直近の「概算・確定保険料申告書」及び直近 2 年間の「労働保険料領収書」の写し**【1 部】
- オ 財務諸表の写し**（最近 1 カ年のもの：半年決算の場合は 2 期分）【1 部】
 - ・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等
- カ 最新の営業・事業活動がわかる報告書等**【1 部】
 - ・会社概要・事業報告書等
- キ 障害者雇用状況報告書の写し等**【1 部】
 - a 常用労働者の総数が 5 6 人以上の事業所の場合
公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（平成 2 4 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し
※ 電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出してください
 - b 常用労働者の総数が 5 6 人未満の事業所の場合【様式 4 「障がい者の雇用状況について」】
- ク その他事業実施に必要な要件が証明できる書面**【1 部】
 - ・統括責任者について、人事・労務の経験を有することを証明できる書類及び次のア又はイの資格等を証明できる書類。
 - ア 社団法人日本画像情報マネジメント協会（JIMA）が認定する文書情報管理士上級または 1 級、もしくはマイクロ写真士 1 級または 2 級の資格を持つ者
 - イ アの資格の有無にかかわらず、取り扱いに熟練した者
 - ・障がい者支援者について、障がい者支援の支援に関する経験を有し、事業所等において、障がい者支援・指導に直接従事した経験を証明できる書類。

ケ 共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体のみ）で企画提案する場合は、添付書類ア～キは、共同企業体すべての構成員について提出してください。また、共同企業体について、以下の書類を提出してください。

- a 共同企業体届出書【様式 5】
- b 共同企業体協定書写し【様式 6】
- c 委任状【様式 7】構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ
- d 使用印鑑届【様式 8－1 又は 8－2】

シ 誓約書（参加資格関係）【様式 9：1 部】

（３）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（４）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（５）その他

ア 応募は 1 社 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）

イ 応募書類はカラー印刷とします。

ウ 応募書類・添付書類の提出に際しては、A 4 紙ファイルに 1 部ずつ綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと、提案団体名を記入してください。

<記入例> **「緊急雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業）障がい者のための国際児童文学館貴重資料のマイクロ化等作業業務」提案書**
〇〇（法人名等）

オ 提出期限後の差し替えは認めません。（府が補正等を求める場合を除く。）

カ 提出書類に虚偽の記載をした団体は本件提案公募への参加資格を失うものとします。

5 説明会

（1）開催日時

平成 25 年 5 月 9 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 1 時 45 分まで（緊急雇用創出基金事業概要について）

午後 1 時 45 分から午後 2 時 30 分まで（障がい者のための国際児童文学館貴重資料のマイクロ化等作業業務等業務について）

※終了時間は進行状況により多少前後します。

（2）開催場所（地図参照）

東大阪市荒本北 1 丁目 2 番 1 号（地図参照）

※お車の場合は館内駐車場をご利用ください（有料）。

(3) 申込方法

ア 参加団体名、参加職氏名、連絡先、参加人数を電子メールでお申し込みください。

(電子メールアドレス chuotosho@sbox.pref.osaka.lg.jp)

イ 「件名」に「**【説明会申込：緊急雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業）障がい者のための国際児童文学館貴重資料のマイクロ化等作業業務】**」と明記してください。

ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

エ 会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

平成25年5月8日（水） 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成25年5月14日（火） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：chuotosho@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」に「**【質問：緊急雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業）障がい者のための国際児童文学館貴重資料のマイクロ化等作業業務】**」と明記してください。

イ 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

ウ 質問への回答は中央図書館ホームページに掲載し、個別には回答しません。

リンク先を入れる

エ 電話、FAX でのお問い合わせはご遠慮ください。

※配布場所、受付場所及び説明会会場の地図



公共交通機関での来館

- 1 荒本駅（近鉄けいはんな線）から約400メートル
- 2 長田駅（大阪市営地下鉄中央線・近鉄けいはんな線）から約1000メートル

- 3 鴻池新田駅（ＪＲ学研都市線）からバス
近鉄バス鴻池新田駅バス停から近鉄バス１５系統「小阪駅前」行きに乗車
東大阪市役所前・府立図書館前で下車 降りてすぐが図書館
- 4 河内小阪駅・八戸ノ里駅（近鉄奈良線）からバス
近鉄バス小阪駅前バス停（のりば３番）もしくは八戸ノ里駅前バス停（のりば２番）から
近鉄バス１５系統「鴻池新田駅前」行きに乗車 東大阪市役所前・府立図書館前で下車
- 5 萱島駅（京阪本線）からバス
近鉄バス萱島駅前バス停から近鉄バス３７系統「荒本駅前」行きに乗車 荒本駅前下車

自動車での来館

地下駐車場は、１２０台分の駐車スペースがあります（３０分１５０円）。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しないことがあります。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
事業目的及び事業内容の理解度、充実度	・ 事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。 ・ 新規雇用者に情報処理能力等のスキルが身に着く訓練内容となっているか。 ・ 提案内容が効果的なものとなっているか。	15 点
事業実施にあたっての実現性・計画性	・ 事業計画が計画的なものとなっているか。具体的な目標設定のもと、効果的な実施が見込めるかどうか。 ・ 新規雇用者の募集・採用がスムーズに行われるような募集計画が構築されているか。	15 点
事業実施体制	事業を確実かつ効果的に実施する体制を備えているかどうか。	15 点
事業実施後の就職支援等	事業終了後の就職率50%達成に向けた具体的な就職支援メニューや支援体制が示されているか。	10 点

事業金額	上限額からの減額率に応じて加点する方式により、受託金額の見積額を審査する。 (計算式) $40 \text{ 点} \times (\text{全提案見積価格中の最低額}) \div (\text{自社の見積金額})$ ※小数点以下切捨て	40 点
府施策への協力	府の労働施策（公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・大阪人材雇用開発人権センターへの加入・加入予定状況）への対応状況、障がい者の雇用状況を確認する。	5 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページ

リンク先 <http://www.library.pref.osaka.jp/central/index3.htm> において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 ＊申込順

③ 全提案事業者の評価点 ＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

- (2)採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いを原則とします。ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び

同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

(9) 受託者には、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定していただきます。

(10) 採択後、大阪府と協議のうえ、新規雇用者の募集をハローワーク等に速やかに行っていただきます。（就職困難者の求人に関しては、別紙C「大阪府就職支援機関のご案内」を活用し、積極的に就職困難者の雇用確保に努めてください。

(11) 契約後は、毎月本事業の進捗状況を大阪府の担当課に報告していただきます。

(12) 【大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務】

契約締結の相手方のうち常用雇用者56人以上の事業主等につきましては、大阪府障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主につきましては、障がい者の雇用入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組みをしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター（電話：06-6210-9525）にお問い合わせください。

9 その他

・応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

※大阪府電子調達（電子入札）システムの公募型プロポーザル方式に関するホームページ

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

・虚偽の内容があった場合には、契約をしないことがある他、大阪府が被る損害について賠償を請求することがあります。

・個人情報を取り扱うときは、別紙「Ⅱ個人情報取扱特記事項」を守ってください。

・委託契約によって購入した物品及び取得した個人情報その他の権利は、原則として大阪府に帰属します。

担当部局（問い合わせ先）

大阪府立中央図書館 読書支援課国際児童文学館、総務企画課

住所：〒577-0011 東大阪市荒本北1丁目2番1号

電話：06-6745-0170（代表）内線150、247

FAX：06-6745-0262

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 乙は、下請負人等が暴力団及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請け人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第 4 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第 5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者

全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 甲は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報記録された資料等」を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第 13 乙は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第 14 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

Ⅲ委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の 2 点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長 1 年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の 50 パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) **「受注業者」**とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) **「入札参加停止措置中の者」**とは、次のア又はイに該当する者をいう。
ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) **「出向社員等」**とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) **「子会社」**とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、**「親会社」**とは法第2条第4号に定めるものをいう。